



株主の皆様へ

第20回定時株主総会招集のご通知に際してのインターネット開示情報

事業報告

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結持分変動計算書

連結計算書類の連結注記表

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

2020年6月15日

エムスリー株式会社

事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://corporate.m3.com/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しています。

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
発行決議の日	2012年8月21日	2012年8月21日	2013年3月27日
新株予約権の数	15個	13個	19個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	1名	1名	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 18,000株	普通株式 15,600株	普通株式 7,600株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1円	1株当たり 352円	1株当たり 459円
新株予約権の行使期間	2014年7月1日～ 2042年5月31日	2014年7月1日～ 2022年5月31日	2014年7月1日～ 2022年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 321円 資本組入額 161円	発行価格 491円 資本組入額 246円	発行価格 619円 資本組入額 310円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第23回新株予約権
発行決議の日	2013年8月22日	2014年3月12日	2014年8月8日
新株予約権の数	12個	48個	84個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	1名	1名	2名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 4,800株	普通株式 19,200株	普通株式 16,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1円	1株当たり 823円	1株当たり 917円
新株予約権の行使期間	2015年7月1日～ 2043年5月31日	2015年7月1日～ 2023年5月31日	2016年8月9日～ 2024年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 611円 資本組入額 306円	発行価格 1,097円 資本組入額 549円	発行価格 1,252円 資本組入額 626円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第24回新株予約権	第26回新株予約権	第29回新株予約権
発行決議の日	2015年3月26日	2015年7月24日	2016年7月26日
新株予約権の数	101個	252個	279個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	1名	4名	5名
社外取締役 (監査等委員を除く)	1名	1名	1名
取締役(監査等委員)	1名	1名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 20,200株	普通株式 50,400株	普通株式 55,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1,305円	1株当たり 1,489円	1株当たり 1,827円
新株予約権の行使期間	2016年7月1日～ 2024年5月31日	2017年7月25日～ 2025年7月24日	2018年7月27日～ 2026年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 1,679円 資本組入額 840円	発行価格 1,968円 資本組入額 984円	発行価格 2,296円 資本組入額 1,148円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第33回新株予約権	第35回新株予約権	第37回新株予約権
発行決議の日	2017年3月29日	2017年7月26日	2018年3月29日
新株予約権の数	20個	335個	29個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	1名	5名	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 4,000株	普通株式 67,000株	普通株式 5,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1,410円	1株当たり 1,526円	1株当たり 2,258円
新株予約権の行使期間	2018年7月1日～ 2026年5月31日	2019年7月27日～ 2027年7月26日	2019年1月1日～ 2027年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 1,846円 資本組入額 923円	発行価格 1,965円 資本組入額 983円	発行価格 2,941円 資本組入額 1,471円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第39回新株予約権	第43回新株予約権	第45回新株予約権
発行決議の日	2018年7月25日	2019年2月28日	2019年3月27日
新株予約権の数	175個	1個	53個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	5名	1名	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 35,000株	普通株式 100株	普通株式 5,300株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1円	1株当たり 1,857円	1株当たり 1,837円
新株予約権の行使期間	2020年7月26日～ 2048年7月25日	2020年1月1日～ 2028年12月31日	2020年1月1日～ 2028年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 2,092円 資本組入額 1,046円	発行価格 2,612円 資本組入額 1,306円	発行価格 2,537円 資本組入額 1,269円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第46回新株予約権
発行決議の日	2019年7月25日
新株予約権の数	340個
保有人数	
取締役 (監査等委員、社外取締役を 除く)	4名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名
取締役(監査等委員)	一名
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数 (注2)	普通株式 34,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の権利行使価 額(注2)	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2020年6月1日～ 2049年7月25日
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額(注1、2)	発行価格 2,306円 資本組入額 1,153円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使 はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びそ の他の条件については、取 締役会決議に基づき、当社 と新株予約権の割当を受け るものとの間で締結する「新 株予約権割当契約書」に定め るものとします。

(注) 1 新株予約権の発行価格は、行使時の払込金額と新株予約権の付与日における公正な評価額を合算しています。

	行使時の払込金額	付与日における公正な評価額
第16回新株予約権	1円	320円
第17回新株予約権	352円	139円
第18回新株予約権	459円	160円
第19回新株予約権	1円	610円
第20回新株予約権	823円	274円
第23回新株予約権	917円	335円
第24回新株予約権	1,305円	374円
第26回新株予約権	1,489円	479円
第29回新株予約権	1,827円	469円
第33回新株予約権	1,410円	436円
第35回新株予約権	1,526円	439円
第37回新株予約権	2,258円	683円
第39回新株予約権	1円	2,091円
第43回新株予約権	1,857円	755円
第45回新株予約権	1,837円	700円
第46回新株予約権	1円	2,305円

- 2 当社は、2012年10月1日付で株式1株につき3株、2014年4月1日付で株式1株につき200株及び2018年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っています。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の権利行使価額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格、資本組入額、行使時の払込金額及び付与日における公正な評価額は、当該株式分割を反映して算定しています。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第45回新株予約権	第46回新株予約権	第47回新株予約権
発行決議の日	2019年3月27日	2019年7月25日	2019年7月25日
新株予約権の数	1個	165個	537個
付与された者の人数			
当社使用人	一名	5名	168名
当社の子会社の役員及び使用人	1名	1名	3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 100株	普通株式 16,500株	普通株式 53,700株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額	1株当たり 1,837円	1株当たり 1円	1株当たり 2,282円
新株予約権の行使期間	2020年3月16日～ 2028年12月31日	2021年7月26日～ 2049年7月25日	2021年7月26日～ 2029年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1)	発行価格 2,542円 資本組入額 1,271円	発行価格 2,306円 資本組入額 1,153円	発行価格 3,047円 資本組入額 1,524円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第48回新株予約権
発行決議の日	2019年7月25日
新株予約権の数	17個
付与された者の人数	
当社使用人	一名
当社の子会社の役員 及び使用人	4名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,700株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の権利行使価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2021年7月1日～ 2049年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1)	発行価格 2,265円 資本組入額 1,133円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

(注) 1 新株予約権の発行価格は、行使時の払込金額と新株予約権の付与日における公正な評価額を合算しています。

	行使時の払込金額	付与日における公正な評価額
第45回新株予約権	1,837円	705円
第46回新株予約権	1円	2,305円
第47回新株予約権	2,282円	765円
第48回新株予約権	1円	2,264円

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「エムスリーグループ行動規範」を制定し、当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の法令等遵守の徹底については、当社グループ各社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、当社グループ各社の経営管理又は法務を管掌する部門において施策を講ずる。

当社グループ全体の法令等遵守体制の整備については、当社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理又は法務を管掌する部門が中心となって推進する。

当社グループは、法令及び定款に適合するよう制定された決裁規程及びその他の社内規程に基づいた業務執行を徹底する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ各社の経営上のリスクの分析及び対策の検討については、各会社の常勤取締役及び執行役員等が出席する各会社の経営会議において行なうとともに、リスク管理体制の実効性を検証するため等、必要に応じて内部監査を行なう。

当社グループ全体のリスク管理体制の整備については、当社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理を管掌する部門が中心となって推進する。

当社において不測の事態が発生した場合には、代表取締役直轄の対策チームを設置し、迅速な対応を行ない、損失の最小化に努める。

当社の子会社において不測の事態が発生した場合には、各会社より速やかに当社に報告した上で、各会社の代表取締役直轄の対策チームを設置し、当社と連携を図りながら迅速な対応を行ない、損失の最小化に努める。ただし、当社が当社グループ全体に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、当社の代表取締役直轄の対策チームが対応を行なう。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程及び決裁規程に基づき、業務執行に係る重要な意思決定を行なうとともに、取締役の職務執行状況の確認を行なう。また、当社は、経営会議を原則週1回開催し、当社の子会社は、子会社の特性や規模等に応じて、経営会議を定期的に開催し、決裁規程等に従って迅速な意思決定を行なう。

当社グループは、業績管理に関しては、年度毎に予算、事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行なう。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理を管掌する部門において保存及び管理を行なう。

経営管理を管掌する部門は、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理し、取締役からの閲覧要請に速やかに対応する。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の特性や規模等に応じて、子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、子会社の取締役及び使用人の職務執行の監督又は監査を行なう。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社管理規程に基づき、当社に対する事業の状況に関する定期的な報告を求めるとともに、重要事項の決定についての事前協議を求める。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査室の担当者が、必要に応じて監査等委員会を補助する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室の担当者が監査等委員会の補助業務に従事する際には、その業務に関して取締役他の指揮命令を受けない。また、当該担当者の任命、異動には監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社の監査等委員は、取締役会の他、必要に応じて経営会議、その他の重要な会議に随時出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。また、監査等委員会は必要に応じていつでも当社グループの取締役、監査役及び従業員等に対し報告を求めることができる。

当社の取締役及び従業員は、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞無く監査等委員会に報告する。

当社の取締役及び従業員は、必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び従業員等に対し報告を求め、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実の報告を受けたときは、遅滞無く当社の監査等委員会に報告する。

⑨ 監査等委員会又は監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査等委員会又は監査役に対して報告をした当社グループの取締役又は従業員に対し、報告行為そのものを理由として不利益を課すことを厳重に禁止する。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務執行上必要とする費用等について当社に対して請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見や情報の交換を行なうと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて内部監査室と共同で監査を行なう。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下の通りです。

① コンプライアンスについて

「エムスリーグループ行動規範」を当社及び各子会社に対し周知しているほか、必要に応じて、コンプライアンス研修を実施しています。また、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設置し、当社及び各子会社に対し周知しています。

② **取締役の職務の執行について**

当事業年度においては、取締役会を12回開催し、重要事項について意思決定を行うとともに、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

③ **リスクマネジメントについて**

原則として週1回開催された経営会議において、リスクの把握、分析及び対策の検討について審議しました。

④ **監査等委員会の職務の執行について**

当事業年度においては、監査等委員会を12回開催し、監査等委員間で積極的な意見交換を行いました。代表取締役、会計監査人及び内部監査室の担当者から報告を受けたほか、必要に応じて助言を行いました。

⑤ **内部監査の実施について**

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

連結持分変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の 資本の構 成要素	利益 剰余金	合計		
2019年4月1日現在	3,709	6,390	△52	653	88,033	98,733	3,543	102,276
当期利益					21,635	21,635	2,518	24,153
その他の包括利益				△1,718		△1,718	△103	△1,822
当期包括利益合計	—	—	—	△1,718	21,635	19,917	2,414	22,331
所有者との取引額								
剰余金の配当					△4,535	△4,535	△1,352	△5,887
支配継続子会社に対する 持分変動		1,617				1,617	391	2,008
非支配持分の取得						—	494	494
新株の発行	25,102	24,950				50,052		50,052
株式報酬取引による増加 (減少)	115	115		99		328		328
その他の資本の構成要素か ら利益剰余金への振替				△113	113	—		—
所有者との取引額合計	25,216	26,682	—	△14	△4,423	47,461	△467	46,994
2020年3月31日現在	28,925	33,071	△52	△1,080	105,246	166,111	5,490	171,601

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

(連結子会社の数)	103社
(主要な連結子会社の名称)	株式会社シィ・エム・エス 株式会社メディサイエンスプランニング ノイエス株式会社 エムスリーキャリア株式会社 株式会社シーユーシー M3 USA Corporation M3 (EU) Limited VIDAL France S.A.S. Neuroglia Health Private Limited

(連結子会社の変動)

当連結会計年度において新たに連結子会社となった主な会社は、下記の通りです。

- ・株式会社日本アルトマーク : 株式取得
- ・NAS Recruitment Innovation, Inc. : 株式取得
(NAS Recruitment Communications, LLCより社名変更)
- ・M Panels Research Services Private Limited : 株式取得

また、下記の通り、当連結会計年度において連結子会社が減少しています。

- ・株式会社イスモ : ノイエス株式会社に吸収合併
- ・株式会社アルメック : ノイエス株式会社に吸収合併

(3) 持分法の適用に関する事項

(持分法適用会社の数)	9社
(主要な持分法適用会社の名称)	株式会社ビジョナリーホールディングス 株式会社SENSEAID Hyuga Pharmacy株式会社 株式会社empheal メディギア・インターナショナル株式会社 LINEヘルスケア株式会社

(持分法適用会社の変動)

当連結会計年度において、新たに新持分法適用会社となった主な会社は、下記の通りです。

- ・株式会社ビジョナリーホールディングス : 株式取得
- ・株式会社SENSEAID : 株式取得
- ・株式会社empheal : 新規設立

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる主な会社は次の通りです。なお、当該子会社については、連結決算日（3月31日）現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

会社名	決算日
株式会社ジャメックス	10月31日
EDANZ GROUP JAPAN 株式会社	12月31日
M3 USA Corporation	12月31日
M3 (EU) Limited	12月31日
PracticeMatch Corporation	12月31日
The Medicus Firm, Inc.	12月31日
M3 Wake Research, Inc.	12月31日
金葉天成（北京）科技有限公司	12月31日
VIDAL France S.A.S.	12月31日
DailyRounds, Inc.	12月31日

(5) 会計処理基準に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

a. 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権についてはその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しています。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定していますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

b. 分類及び事後測定

金融資産については、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の性質及び取得目的に基づいて、金融資産の当初認識時に決定しています。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

（償却原価で測定する金融資産）

金融資産のうち、以下の要件を満たす場合は、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

・当社グループの事業モデルにおいて、金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有している場合

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産）

金融資産のうち一部の資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止する場合または公正価値が著しく低下した場合は、その他の包括利益の累計額を直接利益剰余金に振り替えています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、金融収益として純損益に認識しています。

（純損益を通じて公正価値で測定する金融資産）

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、公正価値の変動額を純損益として認識しています。

c. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、四半期ごとに金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しています。各報告日時点において、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない場合には12ヶ月の予想信用損失により、信用リスクが著しく増加している場合には全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定し、認識しています。

なお、営業債権等については、全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定し、認識しています。

また過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、以前に認識した減損損失を純損益で戻し入れています。

d. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅もしくは譲渡され、当社グループが当該資産の所有に伴う全てのリスクと経済価値を実質的に移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。

取得原価には、購入原価及び加工費、並びに棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の費用を含んでおり、主として総平均法に基づいて算定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

③ 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却または償却の方法

a. 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれています。当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しています。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しています。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて償却しています。使用权資産については、リース契約の終了までに当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合を除き、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下の通りです。

- ・ 器具及び備品 2年～8年
- ・ 建物附属設備 15年
- ・ 建物 2年～39年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しています。

b. 無形資産

企業結合により認識したのれんの当初認識時における測定については、「⑧ 企業結合の会計処理」に記載しています。当初認識後は、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。

企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した無形資産は、取得日の公正価値で認識しています。当初認識後は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。

当社グループは、内部利用目的のソフトウェアを購入又は開発するための特定のコストを支出しています。ソフトウェア・プログラムの保守に関連するコストは、発生時に費用認識しています。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図、能力及びそのための十分な資源を有している場合のみ自己創設無形資産として資産計上しています。資産計上したソフトウェアについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。

取得後は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下の通りです。

・受注残	3年～6年
・カスタマーリレーションシップ	3年～20年
・ソフトウェア	3年～5年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しています。

耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しています。

④ 有形固定資産、無形資産及びのれんの減損

当社グループは、有形固定資産、無形資産及びのれんについて、四半期ごとに減損の兆候の有無を判断しています。

減損の兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額を見積もって、減損テストを実施しています。資金生成単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資産グループとしています。

のれん及び耐用年数を確定できない、または、未だ使用可能でない無形資産については、年に一度（連結会計年度における一定時期）及び減損の兆候を識別した時に回収可能価額を見積り、減損テストを実施しています。のれんの資金生成単位は、事業セグメントの範囲内で、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しています。

回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いています。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しています。

過去に認識したのれん以外の資産の減損損失については、四半期ごとに損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損損失の減少または消滅を示す兆候があり、当該資産の回収可能価額の算定に使用した見積に変更があった場合は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失を戻し入れています。

過去に認識したのれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。

引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

当社グループは、運営する医療従事者専門サイトを利用する会員に対して、主としてサイト利用に応じてポイントを付与しています。当社グループはポイント利用による費用負担に備えるため、期末ポイント残高、過去のポイント利用実績率及びポイント当たり費用化率を勘案し、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額をポイント引当金として計上しています。

⑥ 収益の認識基準

当社グループはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、「MR君」等のプラットフォーム提供及び広告、調査等の販売、医薬品・医療機器等の営業・マーケティング支援業務等の受託、医療機器及び電子カルテ等の販売及びサポート、CRO等の専門業務サービスの提供、人材紹介サービスの提供等の他、医療機関に対する各種運営サポート及び訪問看護サービス事業を主な事業としています。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下の通りです。なお、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しています。

a. 「MR君」等のプラットフォーム提供及び広告販売

当社グループは、「m3.com」等の医療従事者専門サイトを用いて、「MR君」等のコミュニケーションプラットフォームやバナー広告、成果報酬型広告（アフィリエイト広告）、タイアップ広告等の掲載サービスを提供しています。一定期間、継続してプラットフォームの提供や広告の掲載を行う義務のあるものについては、プラットフォームの利用期間や、広告の掲載期間にわたって、それぞれの収益を認識しています。また、利用料や広告料金が利用実績等により変動するものについては、プラットフォームの利用者が提供サービスを利用した実績に基づき、収益認識しています。

b. 調査等の販売

当社グループは、「m3.com」等の医療従事者専門サイトを活用し、医療従事者を対象とした調査レポートや調査結果データを提供するサービスを行っています。当該売上は、主として当社グループが成果物を提出した時点で履行義務が充足されると判断していることから、成果物の引渡時点で収益認識しています。

c. 医薬品・医療機器等の営業活動及びマーケティング業務等の受託

当社グループは、独自にMR（Medical Representative：医薬情報担当者）を採用し、製薬会社等から医療機関に対する医薬品・医療機器等の営業活動やマーケティング業務等の受託を行っています。当該役務提供に係る収益は、当社グループによる役務提供の進捗に応じて認識しています。

d. 医療機器及び電子カルテ等の販売及びサポート

当社グループは、医療機関向けに医療機器及び電子カルテ等の開発・販売及びサポートを行っています。医療機器及び電子カルテ等の販売については、医療機関または卸売業者に当該製品を納品し、納品した製品が医療機関等に検収された時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点で収益認識しています。医療機器及び電子カルテ等のサポートについては、契約期間にわたって収益を認識しています。

e. エビデンスソリューション事業におけるCRO等の専門業務サービス

当社グループは、臨床開発業務の支援及び大規模臨床研究の支援を行うCRO事業（Contract Research Organization：医薬品開発業務受託機関）及び治験実施医療機関における治験業務全般の管理・運営支援を行うSMO事業（Site Management Organization：治験施設支援機関）において、専門業務サービスを提供しています。当該役務提供に係る収益は、当社グループによる役務提供の進捗に応じて認識しています。

f. 人材紹介サービス

当社グループは、医療従事者向けの人材紹介や「m3.com CAREER」等への求人広告掲載等を通じて、医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスを提供しています。当該収益は、各取引の実態に応じて、関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高いと認められる時点（例えば、紹介した求職者が求人企業に入社した日）で認識しています。

g. 医療機関に対する各種運営サポート及び訪問看護サービス

当社グループは、経営戦略支援、経営管理支援、人事労務支援等を主な支援メニューとした医療機関に対する各種運営サポート及び訪問看護ステーション、在宅ホスピスの運営等の訪問看護サービスを提供しています。医療機関に対する各種運営サポートの収益は、主に契約期間にわたり認識しています。訪問看護サービスの収益は、主に利用者に提供したサービス実績に基づき認識しています。

⑦ 外貨の換算基準

a. 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の営業活動を行う主要な経済環境における通貨（以下、「機能通貨」）に換算しています。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しています。公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に再換算しています。

これら取引の決済から生じる外国為替差額ならびに外貨建の貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替換算差額は、純損益で認識しています。ただし、非貨幣性項目の利益または損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替換算差額もその他の包括利益に計上しています。

b. 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については、会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートを用いて表示通貨である日本円に換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に含めています。在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配または重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、当該為替換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

⑧ 企業結合の会計処理

当社グループは、企業結合に対して取得法を適用しています。譲渡対価には、当社グループから被取得企業の従前の所有者に対して移転した資産、発生した負債、及び当社グループが発行した持分の公正価値が含まれています。譲渡対価には、条件付対価の公正価値が含まれています。企業結合において取得した識別可能な資産、引き受けた負債及び偶発負債は取得日の公正価値で測定しています。資産または負債とみなされた条件付対価の公正価値の事後の変動は、IFRS第9号に準拠して純損益として認識しています。

企業結合に関連して当社グループに発生する取引費用は、発生時に費用処理しています。

のれんは、譲渡対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な取得資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。一方、この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

当社グループは、非支配持分を識別可能な被取得企業の純資産に対する非支配持分割合相当額で測定しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益で認識しています。

⑨ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっています。

2. 会計方針の変更に関する注記

当連結会計年度より、下記の基準を適用しています。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	リース契約に関する会計処理の改定

当社グループは、2019年4月1日を適用開始日として、IFRS第16号「リース」を適用しています。

当社グループは、経過措置に従って遡及適用し、適用開始の累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しています。移行に際し、契約にリースが含まれているか否かについて、前連結会計年度以前に締結された契約については、取引がリースであるか否かに関する従前の判定を引き継ぐ実務上の便法を適用しています。また、適用開始日にリース負債を、残存リース料を適用開始日現在の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しています。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均は、0.59%です。

当社グループは、リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を借手の追加借入利率で割り引いた現在価値で測定しています。開始日後においては、リース負債に係る利息や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しています。

当社グループは、使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で当初測定し、リースの開始日から経済的耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり規則的に償却しています。また、リース期間が12ヶ月以内のリース及び原資産が少額であるリースについては使用権資産とリース負債を認識せず、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

なお、当社グループは、IFRS第16号を適用するに当たり、以下の実務上の便法を使用しています。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用すること
- ・適用開始日から12ヶ月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理すること
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外すること
- ・延長又は解約オプションが含まれている契約について、リース期間を算定する際などに、事後的判断を使用すること

当社グループは、使用権資産は有形固定資産及び無形資産に、リース負債はその他の短期金融負債及びその他の長期金融負債に含めて表示しています。

適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
	金額
2019年3月31日現在	
解約不能オペレーティング・リース契約（追加借入利率で割引後）	2,704
ファイナンス・リース債務	66
解約可能オペレーティング・リース契約等（追加借入利率で割引後）	3,213
2019年4月1日現在のリース負債	5,983

IFRS第16号への移行により、2019年4月1日の連結財政状態計算書に有形固定資産を5,899百万円、無形資産を18百万円、その他の短期金融負債を2,420百万円、その他の長期金融負債を3,497百万円計上しています。

3. 企業結合に関する注記

(1) 株式会社日本アルトマークの取得

① 企業結合の内容

被取得企業の名称	株式会社日本アルトマーク
被取得企業の事業の内容	メディカルデータベース事業等
企業結合を行った主な理由	主に製薬業界向けマーケティング支援サービスの拡充
企業結合日	2019年4月1日
企業結合の法的形式	当社による株式取得
結合後企業の名称	株式会社日本アルトマーク
取得した議決権比率	100.0%

② 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日までの業績が含まれています。

③ 被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価 6,698百万円

取得原価の内訳：

現金 6,698百万円

なお、当該企業結合契約に規定される条件付取得対価契約及び補償資産はありません。

④ 取得関連費用の金額及びその表示科目

当該企業結合にかかる取得関連費用は7百万円であり、当連結会計年度の連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

⑤ 企業結合日における資産及び負債の公正価値、のれん等

i) 企業結合日における資産及び負債の公正価値

流動資産 ※1	1,916百万円
非流動資産	2,770百万円
資産合計	4,687百万円
流動負債	1,596百万円
固定負債	881百万円
負債合計 ※2	2,477百万円
非支配持分 ※3	30百万円

※1 現金及び現金同等物1,475百万円が含まれています。また、取得した営業債権及びその他の債権の公正価値は390百万円です。なお、契約上の未収金額の総額は392百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの見積りは2百万円です。

2 偶発負債はありません。

3 非支配持分は、被取得企業の子会社に係る非支配持分であり、識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しています。

ii) 発生したのれんの金額等

のれんの金額 4,519百万円

のれんを構成する要因 当該企業結合により生じたのれんは、メディカルプラットフォーム事業の拡大により期待される将来の超過収益力を反映しています。

iii) のれん以外の無形資産の金額等

無形資産に配分した金額	1,956百万円
主要な種類の内訳	カスタマーリレーションシップ 1,956百万円
償却方法及び加重平均償却期間	カスタマーリレーションシップについては12年で均等償却しています。

iv) 損金算入可能と見込まれる税務上ののれんの金額はありません。

⑥ 企業結合によるキャッシュ・フローへの影響

取得原価の支払	△6,698百万円
企業結合日に受け入れた現金及び現金同等物	1,475百万円
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△5,223百万円

⑦ 取得した事業の売上収益及び利益

2020年3月期の連結損益計算書に含まれる株式会社日本アルトマークの、支配獲得日以降における内部取引消去前の売上収益は3,438百万円、当期利益は705百万円です。

(プロフォーマ情報)

期首時点で企業結合を行った場合のプロフォーマ情報について、当該企業結合は期首に行われたため、記載事項はありません。

(2) その他の企業結合

株式会社日本アルトマークの取得を除く企業結合について、個別には重要ではありませんが、全体としては重要であることから、株式会社日本アルトマークの取得を除くその他の企業結合を合算して注記しています。

① 連結計算書類に含まれる被取得企業または取得した事業の業績の期間

2019年4月1日以降、各企業結合日から2020年3月31日までの業績が含まれています。

② 被取得企業または取得した事業の取得原価及びその内訳

取得原価 8,984百万円

取得原価の内訳：

現金 6,962百万円

条件付取得対価（未払部分） 2,022百万円

なお、条件付取得対価は取得日時点における金額です。また、当該企業結合契約に規定される補償資産はありません。

③ 条件付取得対価

以下二つの条件付取得対価が発生しています。

- i) 一定期間における特定のマイルストーンが達成した場合に、達成に応じて取得対価を最大354百万円を追加的に増額する条件付取得対価契約を締結しています。当社グループは当該マイルストンの達成可能性を見積り、354百万円を未払の取得対価として認識しています。
- ii) 一定期間における特定のマイルストーンが達成した場合に、達成に応じて取得対価を最大1,668百万円を追加的に増額する条件付取得対価契約を締結しています。当社グループは当該マイルストンの達成可能性を見積り、1,668百万円を未払の取得対価として認識しています。

④ 取得関連費用の金額及びその表示科目

その他の企業結合にかかる取得関連費用は100百万円であり、当連結会計年度の連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

⑤ 企業結合日における資産及び負債の公正価値、のれん等

当連結会計年度末において、一部の企業結合については、取得原価の配分は完了しておらず、連結計算書類作成時点における入手可能な合理的な情報に基づいて、暫定的な会計処理を行っています。

i) 企業結合日における資産及び負債の公正価値

流動資産 ※1 1,917百万円

非流動資産 5,074百万円

資産合計 6,992百万円

流動負債 1,438百万円

非流動負債 986百万円

負債合計 ※2 2,424百万円

非支配持分 464百万円

※1 現金及び現金同等物903百万円が含まれています。また、取得した営業債権及びその他の債権の公正価値は922百万円です。なお、契約上の未収金額の総額は924百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの見積りは3百万円です。

2 偶発負債はありません。

- ii) 発生したのれんの金額等
 のれん
 のれんを構成する要因
- | | |
|------------|--|
| のれん | 4,881百万円 |
| のれんを構成する要因 | 当該企業結合により生じたのれんは、各事業の拡大により期待される将来の超過収益力を反映しています。 |
- iii) のれん以外の無形資産の金額等
 無形資産に配分した金額
 主要な種類別の内訳
 償却方法及び加重平均償却期間
- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| 無形資産に配分した金額 | 4,014百万円 |
| 主要な種類別の内訳 | カスタマーリレーションシップ 4,014百万円 |
| 償却方法及び加重平均償却期間 | カスタマーリレーションシップについては4～20年で均等償却しています。 |
- iv) 損金算入可能と見込まれる税務上ののれん

⑥ 企業結合によるキャッシュ・フローへの影響	
取得原価の支払	△6,962百万円
企業結合日に受け入れた現金及び現金同等物	903百万円
企業結合によるキャッシュ・フロー影響額合計(△支出)	△6,058百万円

- ⑦ 取得した事業の売上収益及び利益
 当連結会計年度の連結損益計算書に含まれるその他の企業結合の、支配獲得日以降における内部取引消去前の被取得企業または取得事業の売上収益は5,859百万円、当期利益は1,017百万円です。
 (プロフォーマ情報)
 仮に、当該その他の企業結合が当連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合、当社グループの連結損益計算書の売上収益は133,720百万円、当期利益は24,417百万円となります。
 なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けておりません。また、当該情報は必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が期首時点に行われた場合の当社グループの経営成績を示すものではありません。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産
 該当事項はありません。
- ② 担保に係る債務
 該当事項はありません。

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	903百万円
--------------	--------

(3) 資産に係る減価償却累計額(減損損失累計額を含む)

有形固定資産	5,334百万円
のれん	909百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) その他の収益

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動	665百万円
投資有価証券売却益	544百万円
その他	209百万円
合計	1,418百万円

(2) その他の費用

減損損失(のれん)	△670百万円
その他	△489百万円
合計	△1,159百万円

6. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 678,645,600株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 65,002株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議日	株式の種類	1株当たり配当額(円)	配当金の総額(百万円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年4月24日 取締役会	普通株式	7	4,535	2019年3月31日	2019年6月11日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	1株当たり配当額(円)	配当金の総額(百万円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月15日 取締役会	普通株式	8.5	5,768	2020年3月31日	2020年6月16日	利益剰余金

(4) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 327,000株

上記株数には、権利行使期間の初日が到来していないものは含まれておりません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行うにあたり、信用リスク、為替リスク、流動性リスク及び価格リスク等の財務上のリスクに晒されています。これらのリスクを回避するために、当社グループは、一定の方針に従いリスクによる影響を低減するための管理をしています。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

① 信用リスク

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の短期金融資産及びその他の長期金融資産は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に基づき、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保の評価を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

② 為替リスク

当社グループはグローバルな事業展開を行っており、主に米ドル、ユーロ及び英ポンドの各レートの変動による為替リスクに晒されています。なお、為替変動による当社グループの税引前当期利益に与える影響に重要性はありません。

③ 流動性リスク

当社グループは、支払期日に金融負債の返済を履行できないリスクに晒されていますが、必要となる流動性については、基本的に、営業活動によるキャッシュ・フローにより確保しています。営業債務及びその他の債務の主な決済期日は、報告日後3ヶ月以内です。また、当社は金融機関との間で総額10億円の当座勘定貸越契約を締結し、流動性リスクの低減を図っています。

なお、当連結会計年度において、当該当座勘定貸越は行っていません。

④ 価格リスク

当社グループは、上場株式などの活発な市場で取引される有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 当社グループが保有する金融商品は、現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の短期金融資産、その他の長期金融資産、公正価値で測定する金融資産、営業債務及びその他の債務、その他の短期金融負債及びその他の長期金融負債です。これらの帳簿価額は公正価値と一致または近似しています。

② 金融商品の公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下の通り決定しています。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっていない金融商品はありませぬ。

a. 償却原価で測定する金融資産

主として短期間で決済される金融商品であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

b. 公正価値で測定する金融資産

上場有価証券の公正価値は、公表市場価格で測定されます。活発な市場を有しない金融資産や非上場有価証券の場合には、当社グループは一定の評価技法を用いて公正価値を算定します。評価技法は、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いています。当該公正価値の測定には、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しています。

c. 償却原価で測定する金融負債

主として短期間で決済される金融商品であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

d. 公正価値で測定する金融負債

企業結合に伴う条件付取得対価は、主に割引キャッシュ・フロー法を用いて公正価値を測定しています。この公正価値の測定にあたって、将来のキャッシュ・アウト・フロー金額等の観察可能でないインプットを利用しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	244円24銭
基本的1株当たり当期利益	31円89銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
2019年4月1日残高	3,709	6,629	53,624	△52	63,911
事業年度中の変動額					
新株の発行	25,216	25,216			50,432
剰余金の配当			△4,535		△4,535
当期純利益			12,232		12,232
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)					—
事業年度中の変動額合計	25,216	25,216	7,696	—	58,128
2020年3月31日残高	28,925	31,845	61,321	△52	122,039

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
2019年4月1日残高	1,673	265	65,850
事業年度中の変動額			
新株の発行			50,432
剰余金の配当			△4,535
当期純利益			12,232
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△1,202	98	△1,104
事業年度中の変動額合計	△1,202	98	57,024
2020年3月31日残高	471	364	122,874

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
2019年4月1日残高	3,709	6,629	53,624	△52	63,911
事業年度中の変動額					
新株の発行	25,216	25,216			50,432
剰余金の配当			△4,535		△4,535
当期純利益			12,232		12,232
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)					—
事業年度中の変動額合計	25,216	25,216	7,696	—	58,128
2020年3月31日残高	28,925	31,845	61,321	△52	122,039

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
2019年4月1日残高	1,673	265	65,850
事業年度中の変動額			
新株の発行			50,432
剰余金の配当			△4,535
当期純利益			12,232
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△1,202	98	△1,104
事業年度中の変動額合計	△1,202	98	57,024
2020年3月31日残高	471	364	122,874

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - (i) 時価のあるもの・・・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法
(時価評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (ii) 時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。
- ③ 金銭の信託・・・・・・・・・・時価法によっています。
- ④ たな卸資産
評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。
 - (i) 仕掛品・・・・・・・・・・個別法
 - (ii) 貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・定額法
主な耐用年数は次の通りです。
建物 15年、器具・備品 2～8年
- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・定額法
自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金・・・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員賞与の支給に備えるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しています。
- ③ ポイント引当金・・・・・・・・・・ポイント利用による費用負担に備えるため、期末ポイント残高について過去のポイント利用実績率及びポイント当たり費用化率を勘案し、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しています。

(4) のれんの償却方法及び償却に関する事項

のれんの償却については、20年以内で均等償却しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

- ① 担保に供している資産
該当事項はありません。
- ② 担保に係る債務
該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 502百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社が債権譲渡契約に基づき負担する一切の債務に対して債務保証を行っています。

株式会社シーユーシー 2,346百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 6,741百万円

長期金銭債権 15,766百万円

短期金銭債務 32,094百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,472百万円

営業費用 2,071百万円

営業取引以外の取引高 1,590百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 65,002株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 283 百万円

ポイント引当金 496

賞与引当金 111

売上割戻引当金 48

貸倒引当金 111

関係会社株式評価損 693

のれん 46

株式報酬費用 36

投資有価証券評価損 79

その他 75

繰延税金資産合計 1,979

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 208

繰延税金負債合計 208

繰延税金資産の純額 1,771

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 30.6 %

(調整)

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.5

交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3

所得拡大促進税額控除 △0.6

その他 0.1

税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.8

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	ソニー 株式会社	(被所有) 34.0%	役員の兼任1名	新株式の発行 (注1)	16,954	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 第三者割当の方法により10,300,000株を1株1,646円で行った新株式の発行です。なお、1株当たりの発行価額は、本取引が当社の取締役会において決議された日の直前営業日(2019年2月27日)までの1ヶ月間における東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値単純平均値としています。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	メビックス 株式会社	(所有) 100.0%	兼任 1名	事務所賃貸、 管理業務受託、グ ループ会社間の資 金集中取引等	資金の預り (純額)(注1) 利息の支払 (注1)	215 1	関係会社 預り金 —	2,692 —
子会社	株式会社MICメ ディカル	(所有) 100.0%	兼任 2名	事務所賃貸、 管理業務受託、グ ループ会社間の資 金集中取引等	資金の預り (純額)(注1) 利息の支払 (注1)	572 2	関係会社 預り金 —	5,157 —
子会社	株式会社メデ ィサイエンス プランニング	(所有) 100.0%	兼任 2名	事務所賃貸、 管理業務受託、グ ループ会社間の資 金集中取引等	資金の預り (純額)(注1) 利息の支払 (注1)	1,740 4	関係会社 預り金 —	10,665 —
子会社	エムスリーキ ャリア株式会 社	(所有) 51.0%	兼任 1名	プラットフォーム の提供、事務所賃 貸、グループ会社 間の資金集中取引	資金の預り (純額)(注1) 利息の支払 (注1)	21 1	関係会社 預り金 —	2,957 —
子会社	株式会社シー ューシー	(所有) 82.2%	兼任 1名	事務所賃貸、 グループ会社間の 資金集中取引等	資金の貸付 (純額)(注2)	4,880	関係会社 短期貸付金	4,569
					—	—	関係会社 長期貸付金	9,880
					貸付金利息の 受取(注2)	66	—	—
					債務保証	2,346	—	—
子会社	株式会 社 シ ィ・エム・エ ス	(所有) 100.0%	兼任 1名	事務所賃貸、 グループ会社間の 資金集中取引等	資金の預り (純額)(注1) 利息の支払 (注1)	459 0	関係会社 預り金 —	1,697 —
子会社	コスモテック 株式会社	(所有) 100.0%	—	グループ会社間の 資金集中取引等	資金の貸付 (純額)(注2)	△333	関係会社 長期貸付金	2,221
					貸付金利息の 受取(注2)	13	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 預り金については、グループ会社間での資金集中管理のため、余剰資金を預っているものであり、利息については、市場金利を勘案して利率を決定しています。

2 貸付金利息については、市場金利を勘案して利率を決定しています。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	谷村 格	(被所有) 2.9%	当社代表取締役	新株予約権の権利 行使(注1)	12	—	—
役員	辻 高宏	(被所有) 0.0%	当社取締役 (注2)	新株予約権の権利 行使(注1)	30	—	—
役員	槌屋 英二	(被所有) 0.0%	当社取締役	新株予約権の権利 行使(注1)	23	—	—
役員	泉屋 一行	(被所有) 0.0%	当社取締役	新株予約権の権利 行使(注1)	12	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しています。

2 辻高宏氏は、2020年3月31日をもって取締役を辞任いたしました。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	180円54銭
1株当たり当期純利益	18円03銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。